

令和2年における難民認定者数等について

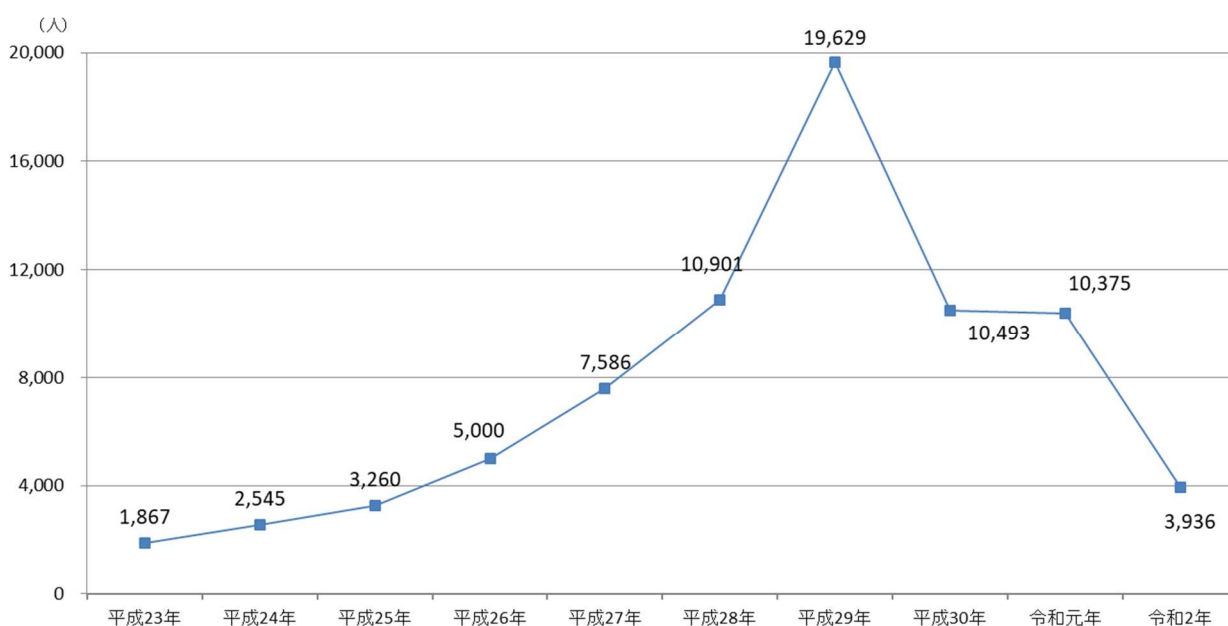
1 難民認定申請者数及び審査請求数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は、令和元年（10,375人）から大きく減少し、3,936人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
申請数	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936



イ 申請者の国籍は67か国にわたり、主な国籍は、トルコ、ミャンマー、ネパール、カンボジア、スリランカとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約68%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、令和2年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「グローバルトレンドズ2019」において世界で難民認定申請者を多く出しているとする上位5か国からの申請者数は64人（内訳：ベネズエラ1人、アフガニスタン9人、シリア13人、ナイジェリア40人、イラク1人）となっています。

表2：国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① ネパール	1,713	① スリランカ	1,530	① トルコ	836	-37.2%	21.2%
② スリランカ	1,551	② トルコ	1,331	② ミャンマー	602	-23.6%	15.3%
③ カンボジア	961	③ カンボジア	1,321	③ ネパール	466	-62.9%	11.8%
④ フィリピン	860	④ ネパール	1,256	④ カンボジア	414	-68.7%	10.5%
⑤ パキスタン	720	⑤ パキスタン	971	⑤ スリランカ	370	-75.8%	9.4%
⑥ ミャンマー	656	⑥ ミャンマー	788	⑥ パキスタン	326	-66.4%	8.3%
⑦ インドネシア	634	⑦ インド	730	⑦ バングラデシュ	266	-59.8%	6.8%
⑧ トルコ	563	⑧ バングラデシュ	662	⑧ インド	130	-82.2%	3.3%
⑨ インド	549	⑨ カメルーン	234	⑨ セネガル	53	-76.2%	1.3%
⑩ バングラデシュ	542	⑩ セネガル	223	⑩ カメルーン	48	-79.5%	1.2%
⑪ ベトナム	527	⑪ ウガンダ	193	⑪ 中国	47	-64.9%	1.2%
⑫ 中国	308	⑫ 中国	134	⑫ チュニジア	47	-45.3%	1.2%
⑬ カメルーン	203	⑬ ナイジェリア	120	⑬ ナイジェリア	40	-66.7%	1.0%
⑭ ナイジェリア	98	⑭ フィリピン	108	⑭ ウガンダ	33	-82.9%	0.8%
⑮ ウガンダ	62	⑮ チュニジア	86	⑮ ガーナ	31	-58.7%	0.8%
⑯ チュニジア	58	⑯ ガーナ	75	⑯ イラン	25	-34.2%	0.6%
⑰ イラン	56	⑰ インドネシア	53	⑰ インドネシア	24	-54.7%	0.6%
⑱ ガーナ	50	⑱ ブルキナファソ	50	⑱ フィリピン	21	-80.6%	0.5%
⑲ セネガル	49	⑲ イラン	38	⑲ コンゴ民主共和国	17	-29.2%	0.4%
⑳ タイ	40	⑳ ギニア	36	⑳ シリア	13	-7.1%	0.3%
㉑ モンゴル	32	㉑ エチオピア	35	㉑ ギニア	10	-72.2%	0.3%
㉒ コンゴ民主共和国	29	㉒ モンゴル	35	㉒ アフガニスタン	9	-62.5%	0.2%
㉓ ギニア	26	㉓ タンザニア	29	㉓ タンザニア	9	-69.0%	0.2%
㉔ スーダン	15	㉔ エジプト	27	㉔ 南アフリカ共和国	8	-11.1%	0.2%
㉕ エチオピア	13	㉕ アフガニスタン	24	㉕ エジプト	7	-74.1%	0.2%
— その他	178	— その他	286	— その他	84	-	2.1%
総数	10,493	総数	10,375	総数	3,936	-62.1%	100.0%

(注)表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

ウ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が3,721人(申請者総数の約95%)、非正規在留者が215人(同約5%)であり、正規在留者が大半を占めています。

(7) 正規在留者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が1,748人、「技能実習」が645人、「留学」が470人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動(出国準備期間)」が320人、難民認定申請を繰り返す「特定活動(難民認定申請中)」が241人などとなっています。

このうち、「技能実習」からの申請者、難民認定申請を繰り返している「特定活動(難民認定申請中)」からの申請者は、申請者総数が大きく減少するなか、前年に比べて増加しています。

(イ) 非正規在留者からの申請者は、前年に比べて約29%減少しており、主な国籍は、トルコが45人で非正規在留者の約21%を占め、次いでミャンマー22人(約10%)、イラン18人(約8%)、スリランカ15人(約7%)、ナイジェリア14人(約7%)の順となっています。

表3：在留資格別難民認定申請者数の推移

(人)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合
正 規		9,702	18,716	10,085	10,073	3,721	-63.1%	94.5%
在 留 資 格	短期滞在	5,395	11,323	6,105	6,919	1,748	-74.7%	44.4%
	技能実習	1,106	3,037	1,339	634	645	1.7%	16.4%
	留学	1,399	2,036	851	824	470	-43.0%	11.9%
	特定活動 (出国準備期間)	436	1,019	1,084	1,097	320	-70.8%	8.1%
	特定活動 (難民認定申請中)	784	706	297	197	241	22.3%	6.1%
	その他	582	595	409	402	297	-26.1%	7.5%
非正規(注)		1,199	913	408	302	215	-28.8%	5.5%
総 数		10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	-62.1%	100.0%

(注)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

エ 申請者のうち、約11%に当たる415人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者(以下「複数回申請者」という。)であり、複数回申請者の主な国籍は、トルコ156人(約38%)、ミャンマー62人(約15%)、ネパール30人(約7%)、スリランカ29人(約7%)、パキスタン20人(約5%)などとなっています。

また、申請回数別では、2回目の申請者が308人(約74%)、3回目の申請者が81人(約20%)、4回目の申請者が14人(約3%)、5回目の申請者が9人(約2%)、6回目の申請者が2人、7回目の申請者が1人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は7回目の申請となっています。

さらに、複数回申請者のうち、申請時に在留許可を有しない非正規在留者であった者が約30%(124人)を占めています。

表4：複数回申請者数の推移

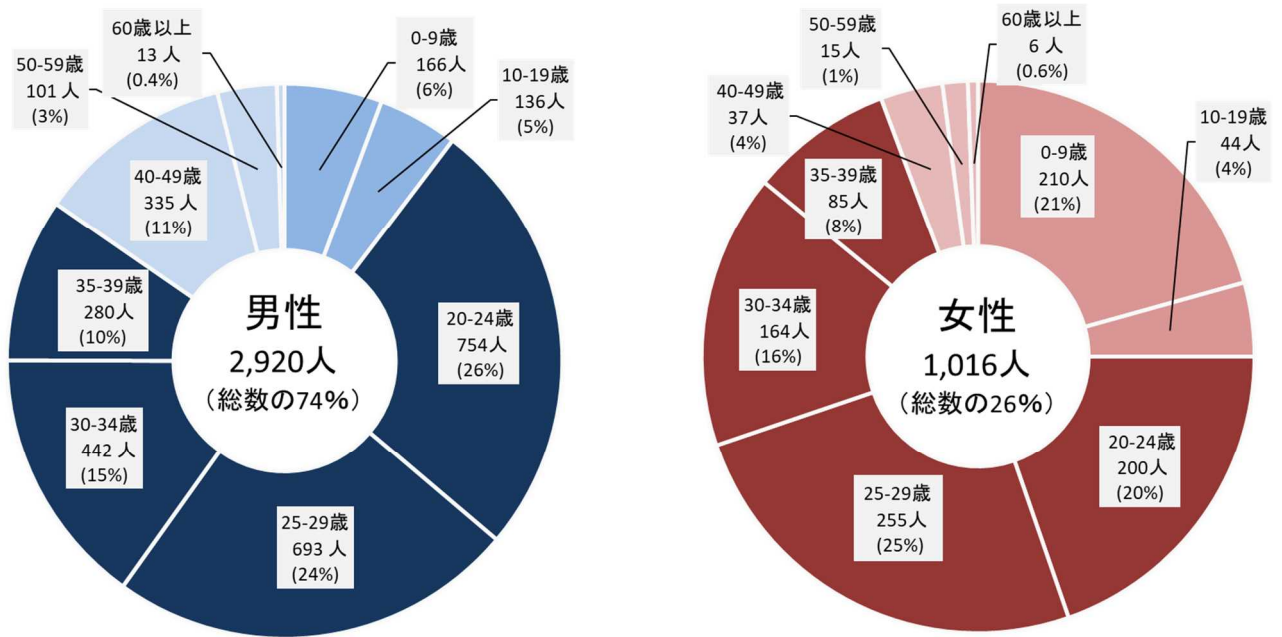
(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
申請数	1,425	1,497	1,563	749	461	415	308	81	14	9	2	1

オ 申請者の男女の内訳は、男性2,920人(申請者総数の約74%)、女性1,016人(同約26%)となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約74%、女性で約69%となっています。他方、未成年の申請者は、男性で約10%、女性で約25%となっています。

図2：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が45人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が73人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が382人、D案件（上記以外の案件）が3,436人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況の推移

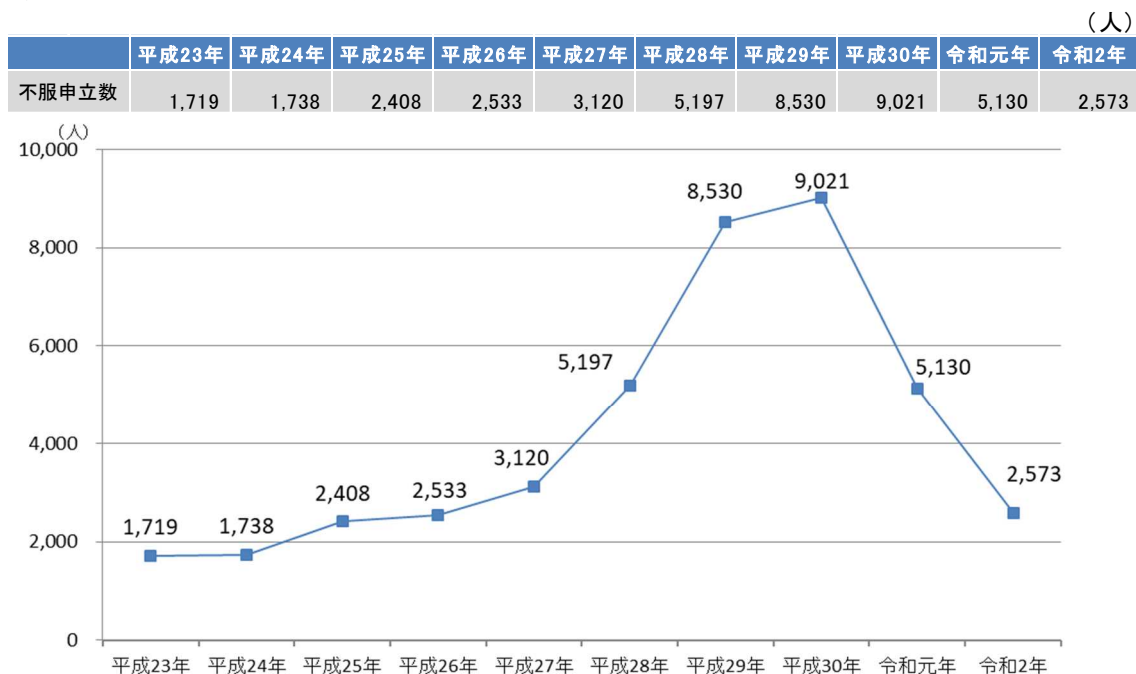
振分け区分	平成30年		令和元年		令和2年	
	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合
A案件	27	0.3%	83	0.8%	45	1.1%
B案件	1,825	17.4%	281	2.7%	73	1.9%
C案件	486	4.6%	409	3.9%	382	9.7%
D案件	8,155	77.7%	9,602	92.5%	3,436	87.3%
総数	10,493	100.0%	10,375	100.0%	3,936	100.0%

(2) 審査請求数

ア 令和2年の審査請求数は2,573人で、前年に比べて2,557人(約50%)減少しました。

(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表6及び図3：審査請求数の推移



イ 審査請求人の国籍は45か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、ネパール、カンボジア、パキスタン、ミャンマーとなっています。これら上位6か国(パキスタンとミャンマーは同率5位)だけで審査請求人全体の約74%、上位10か国で約88%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別審査請求数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年		前年比増減率	申請数全体に占める割合
① フィリピン	2,198	① スリランカ	1,192	① スリランカ	503		
② ネパール	1,520	② フィリピン	1,072	② トルコ	444	9.4%	17.3%
③ インドネシア	1,047	③ ネパール	838	③ ネパール	386	-53.9%	15.0%
④ ベトナム	947	④ トルコ	406	④ カンボジア	232	84.1%	9.0%
⑤ スリランカ	862	⑤ ミャンマー	344	⑤ パキスタン	174	-29.0%	6.8%
⑥ トルコ	752	⑥ インドネシア	263	⑥ ミャンマー	174	-49.4%	6.8%
⑦ ミャンマー	399	⑦ パキスタン	245	⑦ インド	161	98.8%	6.3%
⑧ カンボジア	241	⑧ カンボジア	126	⑧ バングラデシュ	63	-28.4%	2.4%
⑨ インド	176	⑨ バングラデシュ	88	⑨ フィリピン	58	-94.6%	2.3%
⑩ 中国	174	⑩ 中国	88	⑩ ウガンダ	57	62.9%	2.2%
⑪ パキスタン	145	⑪ インド	81	⑪ 中国	51	-42.0%	2.0%
⑫ バングラデシュ	137	⑫ イラン	43	⑫ カメルーン	37	68.2%	1.4%
⑬ チュニジア	61	⑬ ナイジェリア	42	⑬ ナイジェリア	29	-31.0%	1.1%
⑭ ナイジェリア	43	⑭ ウガンダ	35	⑭ ガーナ	22	-33.3%	0.9%
⑮ ガーナ	38	⑮ ガーナ	33	⑮ セネガル	22	46.7%	0.9%
— その他	281	— その他	234	— その他	160	-	6.2%
総数	9,021	総数	5,130	総数	2,573	-49.8%	100.0%

2 処理の状況

(1) 難民認定申請（一次審査）

ア 難民認定申請の処理数は5,439人であり、前年に比べて1,692人（約24%）減少しました。

その内訳は、難民と認定した者（以下「認定者」という。）46人、難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）3,477人、申請を取り下げた者等1,916人となっています。

イ 不認定者の国籍は51か国にわたり、主な国籍は、①スリランカ898人、②トルコ506人、③ネパール468人、④カンボジア398人、⑤パキスタン220人、⑥ミャンマー187人、⑦インド170人、⑧バングラデシュ96人、⑨中国77人、⑩ウガンダ63人となっています。

ウ 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて236人（約11%）減少しました。主な国籍は、①ネパール420人、②トルコ369人、③カンボジア228人、④ミャンマー177人、⑤スリランカ160人、⑥パキスタン128人、⑦インド101人、⑧バングラデシュ57人、⑨チュニジア35人、⑩ナイジェリア33人となっています。なお、申請を取り下げた人の約70%が本邦を出国し、約16%が本邦に不法に残留し続けています（令和3年2月24日時点）。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は6,475人であり、前年に比べて1,816人（約22%）減少しました。その内訳は、不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）1人、「理由なし」とされた者（不認定者）5,271人、不服申立てを取り下げた者等1,203人となっています。このうち、不服申立てを取り下げた者等の数は、処理数の約19%を占めています。

イ 「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は48か国にわたり、主な国籍は、①ネパール1,493人、②スリランカ1,240人、③フィリピン397人、④ミャンマー391人、⑤トルコ358人、⑥インドネシア291人、⑦カンボジア213人、⑧バングラデシュ205人、⑨インド185人、⑩パキスタン144人となっています。

ウ 不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）及び「理由なし」とされた者（不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは513人、実施しなかったのは4,759人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった4,759人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は2,721人となっています。

これら不服申立てに対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

(3) 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約25.4月、不服申立ての平均処理期間は約26.8月となっています。

3 難民認定者及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた者は91人となっています。その内訳は、次のとおりです。

(1) 認定者数は、一次審査での認定者46人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）1人を合わせた47人であり、前年に比べて3人増加しました。

認定者の国籍の内訳は、イエメン・中国が各11人、アフガニスタン5人、シリア4人、ギニア・コンゴ民主共和国・ルワンダが各3人、イラク2人、イラン・ウガンダ・コートジボワール・スーダン・無国籍が各1人となっています。

(2) 難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は44人であり、前年に比べて7人増加しました。

そのうち、本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者は19人であり、その国籍の内訳は、シリア10人、イエメン・コンゴ民主共和国が各3人、トルコ2人、スリランカ1人となっています。

また、日本人と婚姻し、日本人の実子を監護・養育するなど、本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者は25人であり、その主な国籍の内訳は、トルコ8人、ガーナ5人、カメルーン3人となっています。

表8：国籍別難民認定者数の推移

(人)

平成30年		令和元年		令和2年	
コンゴ民主共和国	13	アフガニスタン	16	イエメン	11
イエメン	5	リビア	4	中国	11
エチオピア	5	イエメン	3	アフガニスタン	5
アフガニスタン	4	コンゴ民主共和国	3	シリア	4
中国	4	シリア	3	ギニア	3
イラン	3	ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3
シリア	3	ウガンダ	2	ルワンダ	3
ウガンダ	1	エチオピア	2	イラク	2
エリトリア	1	無国籍	2	イラン	1
コロンビア	1	イラク	1	ウガンダ	1
ブルンジ	1	スーダン	1	コートジボワール	1
無国籍	1	スリランカ	1	スーダン	1
		ソマリア	1	無国籍	1
		パキスタン	1		
		ブルンジ	1		
総数	42	総数	44	総数	47

表9：人道配慮数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年
人道配慮数	40	37	44
うち本国事情等	16	10	19

表 10：人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

(人)

平成30年		令和元年		令和2年	
パキスタン	4	シリア	7	シリア	10
イラク	3	イエメン	1	イエメン	3
イエメン	2	エチオピア	1	コンゴ民主共和国	3
シリア	2	ミャンマー	1	トルコ	2
中国	2			スリランカ	1
エジプト	1				
ソマリア	1				
ミャンマー	1				
総数	16	総数	10	総数	19

4 仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は15人であり、前年に比べて10人減少しました。

仮滞在の許可を判断した人数は440人で、許可されなかった者の主な理由は、次のとおりとなっています。

表 11：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳

(人)

不許可理由	人数
本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと	245
逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があること	193
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	94

(注1) 「仮滞在許可」とは、不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、不法滞在者から難民認定申請があつた場合に、出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については、難民認定手続中は退去強制手続が停止され、収容されている場合は、収容を解かれます。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由(除外事由)が複数ある場合は、その全てを計上しています。

5 難民認定申請(一次審査)における申立て内容

認定者及び不認定者の申立て事例については、別添の認定事例及び不認定事例をご参照ください。

6 認定者の認定事由

認定者の認定事由は、政治的意見31人、特定の社会的集団の構成員であること14人、人種7人、宗教2人となっています。

(注) 1人の認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。